

(3) 個別施設監査の結果について

先にも述べたが、対象施設については、「 1(4) 監査の対象」において監査対象とした公の施設を、指定管理者制度の導入状況によって「導入済/公募」「導入済/非公募」「未導入」に分類したうえで、それぞれの中から、施設分類が偏らないように考慮しながら、市民利用が多い又は規模が大きいなど、市民の関心が高いと思われる施設を抽出した。

監査の方法としては、対象施設における指定管理者の募集、選定及び指定等の手続に関する文書や事業報告・モニタリングに関する文書については所管部局から、管理運営等の状況についての詳細な資料については指定管理者から提出を受け、審査を行うとともに、所管部局及び指定管理者に対するヒアリング及び現地調査を実施した。

その結果、指定管理者制度関係法令、制度趣旨及び制度運用上の必須事項等に照らして、指摘すべき事項や、今後において検討是正すべきと思われる事項が見られたので、以下、施設毎に主な事項について記しておく。なお、ここに記した指摘事項は、ヒアリング等において発見されたもののみであって、調査票等によるものは含まないため、「 2 監査の結果(指摘事項)」における、個別監査対象施設に対する指摘事項と完全に一致するものではない。

市民活動サポートセンター〔導入済/公募〕

ア 所管部局に対するヒアリングにおける指摘事項

(ア) 指定管理者選定委員会の委員の構成について

公募により指定する場合の指定管理者選定委員会について、市職員の内部委員が3人、専門家等の外部委員が2人と内部委員が過半数を占めている。公の施設は市が市民の付託を受けているものであることから、その管理運営等を行う指定管理者を選定する際は、公平性・透明性を確保し、市民の十分な理解を得るために外部委員の人数を半数以上にすべきである。(指摘事項)

三瀬総合福祉センター〔導入済/公募〕

ア 所管部局に対するヒアリングにおける指摘及び検討是正事項

(ア) 募集期間について

平成18年度に指定管理者を公募しているが、募集期間が21日間と短い。新たな者の参入を促すためには、その施設の規模にもよるが、事業計画等の作成が十分に可能な期間とするべきである。(検討是正事項)

(イ) 指定管理者選定委員会の委員の構成について

公募により指定する場合の指定管理者選定委員会について、市職員の内部委員が4人、専門家等の外部委員が2人と内部委員が過半数を占めている。公の施設は市が市民の付託を受けているものであることから、その管理運営等を行う指定管理者を選定する際は、公平性・透明性を確保し、市民の十分な理解を得るために外部委員の人数を半数以上にすべきである。(指摘事項)

(ウ) 指定管理施設の決算における多額の収支差額について

平成19年度決算において、指定管理料、利用料金及び事業収入の合計と比較して多額の収支差額が出ている。市（所管部局）及び指定管理者において算定、合意する額については、「施設の効率的な管理運営のために必要なインセンティブの付与」という視点に立ち、適正な水準とすべきである。（検討是正事項）

(I) 事業の実施状況について

平成19年度において自主事業は25回実施されているが、協定に基づく事業がない。当該施設は「いこいの場」の位置付けであることから協定には事業を定めていないとのことであるが、市民サービスを安定して提供するために、必要に応じて協定に事業を定めるなど、協定事業と自主事業のバランスを取ることについて検討すべきである。（検討是正事項）

(オ) 設備・備品の確認について

所管部局による設備・備品の確認について、ヒアリング実施時点において行われていない。市は指定管理者の管理運営等の状況をできるだけ詳細に把握する必要があると同時に、設備・備品の所有者という立場でもあるので、指定管理期間内に少なくとも1回は行うべきである。（指摘事項）

イ 指定管理者に対するヒアリングにおける指摘及び検討是正事項

(ア) 管理運営等以外の目的での経費の支出について

平成18年度収支決算において、支出の一部が施設の管理運営等以外の用途に使われている。指定管理者の本体が運営している施設への繰出金としたとのことであるが、指定管理施設の収支決算は、その管理運営等に要した経費のみで完結すべきであるので、十分に注意すべきである。（指摘事項）

市民温水プール〔導入済/公募〕

ア 所管部局及び指定管理者に対するヒアリングにおける指摘及び検討是正事項

(ア) 指定管理者選定委員会の委員の構成について

公募により指定する場合の指定管理者選定委員会について、市職員の内部委員が3人、専門家等の外部委員が2人と内部委員が過半数を占めている。公の施設は市が市民の付託を受けているものであることから、その管理運営等を行う指定管理者を選定する際は、公平性・透明性を確保し、市民の十分な理解を得るために外部委員の人数を半数以上にすべきである。（指摘事項）

(イ) 指定期間について

平成21年度からの2回目の指定管理者の指定においても、指定期間が3年間

となっている。平成18年度の制度導入直後は、試行的な意味もあって多くの施設が1～3年としていたが、事務機器等の減価償却期間を考えると、3年以下では不足する場合もあり、指定管理者が積極的に更新への投資を行いにくくなるなど、業務環境が十分に整備されない可能性がある。このことから、2回目以降については少なくとも指定期間を5年間以上とすることが望ましい。(検討是正事項)

(ウ) 現金等の確認について

所管部局による窓口取扱い等の現金の確認について、ヒアリング実施時点において行われていない。収支報告書の正確性を担保するためには、指定管理者において現金や領収書等の取引に関する証憑が適正に取り扱われていることが前提となることから、定期的あるいは時機に応じた確認を行うべきである。(検討是正事項)

市民会館〔導入済/公募〕

ア 所管部局及び指定管理者に対するヒアリングにおける指摘及び検討是正事項

(ア) 指定管理者選定委員会の委員の構成について

公募により指定する場合の指定管理者選定委員会について、市職員の内部委員が3人、専門家等の外部委員が2人と内部委員が過半数を占めている。公の施設は市が市民の付託を受けているものであることから、その管理運営等を行う指定管理者を選定する際は、公平性・透明性を確保し、市民の十分な理解を得るために外部委員の人数を半数以上にすべきである。(指摘事項)

(イ) 設備・備品の管理マニュアルについて

設備・備品を適正に管理・使用するためのマニュアルについて、ヒアリング実施時点において整備されていない。担当者の変更などに対応できるよう内容を十分に検討の上、できるだけ早く整備する必要がある。(検討是正事項)

(ウ) 設備・備品の確認について

所管部局による設備・備品の確認について、ヒアリング実施時点において行われていない。市は指定管理者の管理運営等の状況をできるだけ詳細に把握する必要があると同時に、設備・備品の所有者という立場でもあるので、指定管理期間内に少なくとも1回は行うべきである。(指摘事項)

(イ) 指定管理施設の収支決算における収支差額が「0」となっていることについて

平成18年度及び19年度収支決算において、収支差額が「0」となっている。実質的に赤字であったものを管理運営費で調整した結果とのことであるが、指定管理施設の収支決算は、管理運営等の状況を正確に把握する必要があることから、経費を全て計上することは当然であるので、十分に注意すべきである。(指摘事項)

項)

市民交流センター〔導入済 / 非公募〕

ア 所管部局及び指定管理者に対するヒアリングにおける指摘及び検討是正事項

(ア) 設備・備品の確認について

所管部局による設備・備品の確認について、ヒアリング実施時点において行われていない。市は指定管理者の管理運営等の状況をできるだけ詳細に把握する必要があると同時に、設備・備品の所有者という立場でもあるので、指定管理期間内に少なくとも1回は行うべきである。(指摘事項)

(イ) 利用者アンケートの実施について

指定管理者あるいは所管部局による利用者アンケートについて、ヒアリング実施時点において実施されていない。利用者の声を施設の管理運営等に反映させることで市民サービスの向上を図るのは両者の使命であるので、有効な手法及び内容を十分に検討のうえ、できるだけ早い時期に実施すべきである。(指摘事項)

(ウ) モニタリングマニュアルへの対応について

モニタリングマニュアルについて、ヒアリング実施時点において対応されていない。条例及び協定等に沿った適切かつ確実な公共サービスを確保すると同時に、事故等を防止することが運営の継続性を保つために有効と思われるので、早急に対応されることを望む。(検討是正事項)

総合福祉会館〔導入済 / 非公募〕

ア 所管部局に対するヒアリングにおける指摘及び検討是正事項

(ア) 利用者アンケートの実施について

指定管理者あるいは所管部局による利用者アンケートについて、ヒアリング実施時点において実施されていない。利用者の声を施設の管理運営等に反映させることで市民サービスの向上を図るのは両者の使命であるので、有効な手法及び内容を十分に検討のうえ、できるだけ早い時期に実施すべきである。(指摘事項：平成21年度に実施)

(イ) モニタリングマニュアルへの対応について

モニタリングマニュアルについて、ヒアリング実施時点において対応されていない。指定管理者に対し依頼中とのことであるが、条例及び協定等に沿った適切かつ確実な公共サービスを確保すると同時に、事故等を防止することが運営の継続性を保つために有効と思われるので、早急に対応されることを望む。(検討是正事項)

イ 指定管理者に対するヒアリングにおける検討是正事項

(ア) 設備・備品の管理マニュアルについて

設備・備品を適正に管理・使用するためのマニュアルについて、ヒアリング実施時点において整備されていない。担当者の変更などに対応できるよう内容を十分に検討のうえ、できるだけ早く整備する必要がある。(検討是正事項)

(イ) 市民利用状況について

貸室の一部に、市民利用が少ないものがある。相談室であったものが、電話での相談が多くなったことで利用が減少したとのことであるが、事業の実施等によって利用を促進するか、あるいはニーズに応じた用途の変更などによる有効利用を図るべきである。(検討是正事項)

田主丸老人福祉センター〔導入済/非公募〕

ア 所管部局に対するヒアリングにおける指摘及び検討是正事項

(ア) 指定管理者の選定方法が非公募であることについて

平成18年度に指定管理者を非公募で選定している。利用料金を徴収しないこと、及び地域の人材、団体における管理がふさわしく、非公募の類似施設があることから非公募としたとのことであるが、たとえ現在の指定管理者が当該施設の管理運営等を行うのが望ましいとしても、客観的、合理的にみて他にも候補者が存在する場合には、公募による募集を検討すべきである。(指摘事項)

(イ) 利用者アンケートの実施について

指定管理者あるいは所管部局による利用者アンケートについて、ヒアリング実施時点において実施されていない。利用者の声を施設の管理運営等に反映させることで市民サービスの向上を図るのは両者の使命であるので、有効な手法及び内容を十分に検討のうえ、できるだけ早い時期に実施すべきである。(指摘事項)

(ウ) モニタリングマニュアルへの対応について

モニタリングマニュアルについて、ヒアリング実施時点において対応されていない。指定管理者に対し依頼中とのことであるが、条例及び協定等に沿った適切かつ確実な公共サービスを確保すると同時に、事故等を防止することが運営の継続性を保つために有効と思われるので、早急に対応されることを望む。(検討是正事項)

イ 指定管理者に対するヒアリングにおける指摘及び検討是正事項

(ア) 市民利用状況について

貸室の一部に、市民利用が少ないものがある。その部分は、レイアウト上他の部分が利用されていると実質上利用できなくなることから減少したとのことであ

るが、事業の実施等によって利用を促進するか、あるいはニーズに応じた用途区分の変更などによる有効利用を図るべきである。(指摘事項)

(イ) 現金取扱マニュアルについて

現金を適正に取り扱うためのマニュアルについて、ヒアリング実施時点において整備されていない。担当者の変更などに対応できるよう内容を十分に検討の上、できるだけ早く整備する必要がある。(検討是正事項)

(ウ) 計上すべきでない収入及び支出の収支決算への計上について

平成19年度収支決算において、計上すべきでない収入及び支出が計上されている。年度当初における資金調達のための借入金及びその返済金を計上していたとのことであるが、指定管理施設の収支決算は、その管理運営等に要した経費のみで完結すべきであるので、十分に注意すべきである。(指摘事項)

ふれあい農業公園〔導入済/非公募〕

ア 所管部局に対するヒアリングにおける指摘及び検討是正事項

(ア) 指定管理者の選定方法が非公募であることについて

平成17年度及び20年度に指定管理者を非公募で選定している。平成17年度においては施設の設置目的に沿った自主事業の適切な実施が見込まれるなどから非公募とし、20年度においては指定管理者の交代が前提となっていたにもかかわらず、明確な検討がないままに非公募としたとのことであるが、たとえ現在の指定管理者が当該施設の管理運営等を行うのが望ましいとしても、客観的、合理的にみて他にも候補者が存在する場合には、公募による募集を検討すべきである。(指摘事項)

(イ) 指定管理施設の決算における多額の収支差額について

平成18年度及び19年度決算において、指定管理料、利用料金及び事業収入の合計と比較して多額の収支差額が出ている。平成21年度の指定管理者の交代後は指定管理料を減額しているとのことであるが、市(所管部局)及び指定管理者において算定、合意する額については、「施設の効率的な管理運営のために必要なインセンティブの付与」という視点に立ち、適正な水準とすべきである。(検討是正事項)

(ウ) 現金等の確認について

所管部局による窓口取扱い等の現金の確認について、指定管理者の交代時にしか行われていない。収支報告書の正確性を担保するためには、指定管理者において現金や領収書等の取引に関する証憑が適正に取り扱われていることが前提となることから、定期的あるいは時機に応じた確認を行うべきである。(検討是正事項)

(I) 利用者アンケートの実施について

指定管理者あるいは所管部局による利用者アンケートについて、ヒアリング実施時点において実施されていない。今後実施を予定しているとのことであるが、利用者の声を施設の管理運営等に反映させることで市民サービスの向上を図るのは両者の使命であるので、有効な手法及び内容を十分に検討のうえ、できるだけ早い時期に実施すべきである。(指摘事項)

イ 指定管理者に対するヒアリングにおける指摘及び検討是正事項

特に指摘及び検討是正事項はなかった。

六角堂広場〔導入済/非公募〕

ア 所管部局に対するヒアリングにおける指摘及び検討是正事項

(ア) 指定管理者の選定方法が非公募であることについて

平成17年度及び20年度に指定管理者を非公募で選定している。地元商店街・市民団体と連携・協働を図りながら中心市街地の活性化を図ることは、まちづくり会社以外では難しいことから非公募としたとのことであるが、たとえ現在の指定管理者が当該施設の管理運営等を行うのが望ましいとしても、客観的、合理的にみて他にも候補者が存在すると思われる場合には、公募による募集を検討すべきである。(指摘事項)

(イ) 指定管理施設の決算における多額の収支差額について

指定管理施設の平成18年度及び19年度決算において、指定管理料、利用料金及び事業収入の合計と比較して多額の収支差額が出ている。人件費の見積り額が過大であったとのことであるが、市(所管部局)及び指定管理者において算定、合意する額については、「施設の効率的な管理運営のために必要なインセンティブの付与」という視点に立って、適正な水準とすべきである。(検討是正事項)

(ウ) 現金等の確認について

所管部局による窓口取扱い等の現金の確認について、ヒアリング実施時点において行われていない。収支報告書の正確性を担保するためには、指定管理者において現金や領収書等の取引に関する証憑が適正に取り扱われていることが前提となることから、定期的あるいは時機に応じた確認を行うべきである。(検討是正事項)

(I) 事業の実施状況について

平成19年度において自主事業は60回実施されているが、協定に基づく事業がない。指定管理者に働きかけはしているとのことであるが、市民サービスを安定して提供するために、必要に応じて協定に事業を定めるなど、協定事業と自主事業のバランスを取ることにについて検討すべきである。(検討是正事項)

イ 指定管理者に対するヒアリングにおける指摘及び検討是正事項

特に指摘及び検討是正事項はなかった。

市営駐車場〔導入済／非公募〕

ア 所管部局及び指定管理者に対するヒアリングにおける指摘事項

(ア) 設備・備品の確認について

所管部局及び指定管理者による設備・備品の管理台帳及びマニュアルの整備並びに確認について、ヒアリング実施時点において行われていない。指定管理者は市の設備・備品を直接に管理する者として定期的に確認を行うべきであるし、市は指定管理者の管理運営等の状況をできるだけ詳細に把握する必要があると同時に、設備・備品の所有者という立場でもあることから、指定管理期間内に少なくとも1回は行うべきである。(検討是正事項)

生涯学習センター等〔導入済／非公募〕

ア 所管部局及び指定管理者に対するヒアリングにおける検討是正事項

(ア) 指定管理施設の決算における多額の収支差額について

平成19年度決算において、指定管理料、利用料金及び事業収入の合計と比較して多額の収支差額が出ている。平成21年度の指定管理者の再指定後は指定管理料を減額しているとのことであるが、市(所管部局)及び指定管理者において算定、合意する額については、「施設の効率的な管理運営のために必要なインセンティブの付与」という視点に立って、適正な水準とすべきである。(検討是正事項)

(イ) 設備・備品の管理マニュアルについて

設備・備品を適正に管理・使用するためのマニュアルについて、ヒアリング実施時点において整備されていない。担当者の変更などに対応できるよう内容を十分に検討の上、できるだけ早く整備する必要がある。(検討是正事項)

(ウ) 現金等の確認について

所管部局による窓口取扱い等の現金の確認について、ヒアリング実施時点において行われていない。収支報告書の正確性を担保するためには、指定管理者において現金や領収書等の取引に関する証憑が適正に取り扱われていることが前提となることから、定期的あるいは時機に応じた確認を行うべきである。(検討是正事項)

旧市内体育施設〔導入済／非公募〕

ア 所管部局及び指定管理者に対するヒアリングにおける検討是正事項

(ア) 設備・備品の管理マニュアルについて

設備・備品を適正に管理・使用するためのマニュアルについて、ヒアリング実施時点において整備されていない。担当者の変更などに対応できるよう内容を十分に検討の上、できるだけ早く整備する必要がある。(検討是正事項)

(イ) 現金等の確認について

所管部局による窓口取扱い等の現金の確認について、ヒアリング実施時点において行われていない。収支報告書の正確性を担保するためには、指定管理者において現金や領収書等の取引に関する証憑が適正に取り扱われていることが前提となることから、定期的あるいは時機に応じた確認を行うべきである。(検討是正事項)

子育て交流プラザ〔未導入〕

ア 所管部局に対するヒアリングにおける指摘事項

(ア) 指定管理者制度を導入していないことについて

特段の理由がないと思われるにもかかわらず、定められた期限の後も指定管理者制度が導入されていない。平成19年度から制度導入についての検討は行っているものの、候補者が見当たらないことから導入に至っていないとのことであるが、地方自治法の改正によって既に従前の包括的な管理運営委託制度は廃止され、代わって指定管理者制度が創設されたからには、その本旨に沿って対応すべきである。(指摘事項)

自転車駐車場〔未導入〕

ア 所管部局に対するヒアリングにおける指摘事項

(ア) 指定管理者制度を導入していないことについて

特段の理由がないと思われるにもかかわらず、定められた期限の後も指定管理者制度が導入されていない。導入に向けて検討を行っているが、具体的な結論に至っていないとのことであるが、地方自治法の改正によって既に従前の包括的な管理運営委託制度は廃止され、代わって指定管理者制度が創設されたからには、その本旨に沿って対応すべきである。(指摘事項)

B & G 海洋センタープール〔未導入〕

特に指摘及び検討是正事項はなかった。